

エ 聞こえない子どもや保護者への支援について

乳幼児の時期において、子どもが聞こえないとわかった時に、手話教育(療育)を含めた適切な情報提供、その子どもの保護者への手話習得支援をしていくことが大切であり、今後施策の検討が期待されること。

【乳幼児期の手話獲得支援の取り組み事例】

- ・ 京都聴覚言語障害者福祉協会
～ 聴覚に障害のある赤ちゃん子ども・ご家族のつどいの場「にじっこ」
- ・ 大阪聴力障害者協会
～ 日本財団助成事業「こめっこ」
- ・ 東京都立大塚ろう学校
～ きこえとことばの乳幼児教育相談

<参考：北海道の条例より>

(3) 手話を習得する機会の確保等

(第4条)

- ・ 聴覚障がい者が乳幼児期からその家族等とともに手話を習得する機会の確保

(第5条・第6条)

- ・ 聴覚障がい者が在籍する学校や勤務する事業所において、手話を習得する機会の確保を図るための支援

◎石狩市ではどのような支援が考えられるか？

- 保護者への支援 → (例) 親子手話学習会の開催
既存の出前講座の活用 or 新しい出前講座の創設
- 子どもへの支援 → (例) 絵本の読み聞かせ
手遊びや集団遊び

オ 手話が言語であることについて

手話はコミュニケーション手段としてだけでなく、言語として発展してきており、手話の普及を通じて、手話の言語性や言語としての発展の歴史を理解してもらうような施策の取り組みが必要であること。

◎石狩市ではどのような方法が考えられるか？

- 講演会の開催 → (例) 講演スタイル (講師を呼んで)
講座 (北海道ろうあ連盟の協力の下、連続開催等)